

# 市区町村社協経営指針

平成15年3月作成／平成17年3月改訂

全国社会福祉協議会  
地域福祉推進委員会



## 市区町村社協経営指針の取りまとめにあたって

- 本経営指針は、社会福祉法の成立や介護保険制度の施行など社会福祉をめぐる諸制度が大きく変化する中で、これからの市区町村社会福祉協議会の理念、事業体制及び事業内容、組織及び組織運営など市区町村社協経営の基本的な考え方を地域福祉推進委員会としてまとめたものである。
- 主要な検討の場は、地域福祉推進委員会常任委員会との連携のもと、同委員会企画小委員会とした。
- 検討課題の主要な論点は下記のとおりである。
  - ①市区町村社協は地域福祉の推進を図る団体として法的に位置づけられたが、一方で地方分権や市町村財政の悪化、また様々な福祉活動を行うNPO等の市民活動の進展の中で、社協への補助金や委託費等の見直しが進んでいる。そのため市区町村社協は、自らの活動や事業を点検し、その今日的、社会的意義、公益性や公共性の意味合いを明確にし、具体的な事業展開の方向づけを明確にしなければならない。
  - ②NPOや市民活動は、都市部に限らず広がりを見せており、住民参加の地域福祉を進めるために大きな役割を果たしている。さらに行行政もNPOと積極的にパートナーシップを組み、多様な施策を推進し始めている。社協はこれまでの実績や機能を生かし、こうしたNPO団体と積極的に協働・連携し、新しい福祉サービスや福祉のまちづくりに取り組むことが求められている。
  - ③介護保険事業や地域福祉権利擁護事業の実施、また地域福祉が福祉施策の中核となる中で、社協への地域住民からの関心や期待が高まっており、社協が果たす社会的責任は大きい。こうした点を踏まえ、事業経営や経営責任が取れる組織体制を検討することが必要である。
- 検討は、平成12年度に地域福祉推進委員会企画小委員会でまとめた「これからの市区町村社協の運営システムのあり方について」の内容をたたき台としながら、「新・基本要項」(平成4年作成)、「ふれあいネットワークプラン21」(平成6年作成)、「事業型社協推進の指針」(平成6年作成)等の内容等を見直す観点で検討を進めた。特に「これからの市区町村社協の運営システムのあり方について」の作成が社会福祉法改正前であったため、組織運営(組織構成、役員体制など)の課題については十分な検討が行われなかったが、本指針の検討にあたっては、この課題を重点的に検討した。
- とりまとめにあたっては、社協実態調査や定点社協等の実態などを踏まえ、社協経営について一定の水準を確保するという意味でできるだけ具体的な取り組み事項を入れることを試みた。
- 地域福祉の広がりや法制度をはじめとする社会的なシステムが変化する中で市区町村社協はその時代の要請に応えていくことが求められる。そのため、本指針についても、市区町村社協の実態や社協をめぐる外部環境の変化を踏まえ、地域福祉推進委員会において必要に応じて見直すものとする。
- 平成16年度において、この『経営指針』発行からおよそ2年が経過することから、その後の変化に対応するとともに、分かりやすさという観点から、加筆・修正を行った。

## 目 次

市区町村社協経営指針のとりまとめにあたって	1
市区町村社協経営指針（本文）	3
市区町村社協経営指針（解説）	9
第1章 市区町村社会福祉協議会の使命・経営理念	10
第2章 市区町村社会福祉協議会の事業	13
1. 法人運営部門	
2. 地域福祉活動推進部門	
3. 福祉サービス利用支援部門	
4. 在宅福祉サービス部門	
第3章 市区町村社会福祉協議会の組織及び組織運営	20
I 位置づけ・構成	20
1. 市区町村社会福祉協議会の位置づけ	
2. 構成員・会員	
II 組織体制（役員、評議員、部会・委員会等）	27
1. 組織体制の基本的な考え方	
2. 役員体制	
3. 評議員会	
4. 部会、連絡会、委員会等	
III 組織運営（財源、事務所、職員体制等）	34
1. 財源及び財務運営	
2. 事務所の確保	
3. 職員体制の確保	
4. 組織（法人）管理体制の確立	
IV 広域圏での地域福祉の推進（市町村合併・広域事業等）	41

### 資料

- ・ 市区町村社協経営指針・検討の経過
- ・ 地域福祉推進委員会・企画小委員会名簿

## **市区町村社協経営指針（本文）**

## 市区町村社協経営指針

平成15年3月作成  
平成17年3月改訂  
全国社会福祉協議会  
地域福祉推進委員会

### 【1】 市区町村社会福祉協議会の使命・経営理念

#### ＜使命＞

○市区町村社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進することを使命とする。

#### ＜経営理念＞

○市区町村社会福祉協議会は、この使命を達成するために、以下の経営理念に基づき事業を展開する。

- ①住民参加・協働による福祉社会の実現
- ②地域における利用者本位の福祉サービスの実現
- ③地域に根ざした総合的な支援体制の実現
- ④地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへのたゆみない挑戦

#### ＜組織運営方針＞

○市区町村社会福祉協議会は、「社会福祉を目的とする事業を経営する者」と「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、その使命と経営理念を実現するために、以下により組織運営を行う。

- ①地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たす。
- ②事業の展開にあたって、住民参加を徹底する。
- ③事業の効果測定やコスト把握などの事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した経営を行う。
- ④全ての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守する。

### 【2】 市区町村社会福祉協議会の事業

#### ＜事業展開の基本的考え方＞

○市区町村社会福祉協議会は、地域住民の個々のニーズに応え個々の生活を支えること、さらに地域の福祉課題の解決を図ることを目的に、具体的な事業展開を図る。

#### ＜部門の構成＞

○市区町村社会福祉協議会は、地域の実情に応じて、①法人運営部門、②地域福祉活動推進部門、③福祉サービス利用支援部門、④在宅福祉サービス部門による事業体制を確立する。  
○事業体制の確立にあたっては、地域福祉活動推進部門を中心としたながら、各部門に相応

しい事業と財源、人材、施設・設備を確保し、事業の推進は各部門間の相互連携を十分に図る。

#### ＜各部門の事業内容＞

##### 1 法人運営部門

○法人運営部門は、適切な法人運営や事業経営を行うとともに、総合的な企画や各部門間の調整などを行う社協事業全体の管理（マネジメント）業務にあたる。

○法人運営部門においては、以下の事業を実施する。

###### [具体的な事業]

- ・理事会等の運営
- ・財務管理
- ・職員の採用や研修・能力開発、人事管理
- ・所轄庁への届出や対外的な法的対応を行う法務に関する業務
- ・発展・強化計画の策定などの将来ビジョンの検討 など

##### 2 地域福祉活動推進部門

○地域福祉活動推進部門は、住民参加や協働による福祉活動の支援、福祉のまちづくりや福祉コミュニティづくりなどを展開し、地域福祉推進の中核的な役割を果たす。

○地域福祉活動推進部門においては、以下の事業を実施する。

###### [具体的な事業]

- ・福祉課題の把握、地域福祉計画策定への参画、地域福祉活動計画の策定、提言・改善運動
- ・住民、当事者、社会福祉事業関係者の連絡調整
- ・地区社会福祉協議会活動の推進・支援
- ・ボランティア活動や市民活動の推進・支援
- ・小地域ネットワーク活動、ふれあい・いきいきサロン等の推進・支援
- ・住民参加型在宅福祉サービスの推進・支援
- ・その他種々の住民の福祉活動の推進・支援
- ・福祉教育・啓発活動
- ・地域福祉財源の造成、助成事業
- ・当事者組織・団体、社会福祉関係諸団体の支援
- ・共同募金・歳末たすけあい運動への協力 など

##### 3 福祉サービス利用支援部門

○福祉サービス利用支援部門は、福祉サービス利用者等のサービス利用の援助や地域での生活支援に向けた相談・支援活動、情報提供・連絡調整を行う部門である。

○福祉サービス利用支援部門は、以下の事業を実施する。

###### [具体的な事業]

- ・地域総合相談・生活支援事業

- ・地域福祉権利擁護事業
- ・生活福祉資金貸付事業
- ・在宅介護支援センター事業
- ・障害者生活支援センター事業
- ・社会福祉事業者等の研修・教育事業 など

#### 4 在宅福祉サービス部門

○在宅福祉サービス部門は、介護サービスなどの多様な在宅福祉サービスを提供する部門である。

○在宅福祉サービス部門は、以下の事業を実施する。

##### [具体的な事業]

- ・ホームヘルプサービス事業
- ・デイサービス事業
- ・居宅介護支援事業
- ・食事サービス事業
- ・外出支援事業 など

### 【3】 市区町村社会福祉協議会の組織及び組織運営

#### I 位置づけ・構成

##### 1. 市区町村社会福祉協議会の位置づけ

###### <社会福祉協議会の基礎単位としての市区町村社会福祉協議会>

○市区町村社会福祉協議会は、市区町村を単位に設置され、社会福祉協議会の基礎的な単位である。なお、市区町村社会福祉協議会には、複数の市区町村を区域とする広域圏の市区町村社会福祉協議会（以下「広域圏社会福祉協議会」という）も含まれる。

###### <地域住民の参加を図る基礎単位としての地区社協>

○市区町村社会福祉協議会は、地域福祉の推進への地域住民の参加を図る基礎単位として「地区社協」を主要な構成員組織として位置づけ、その活動を支援する。

##### 2. 構成員・会員

###### <市区町村社会福祉協議会の構成員の基本的な考え方>

○市区町村社会福祉協議会は、地域福祉の推進に参加・協働する地域のあらゆる団体・組織を構成員とし、地域社会の総意を結集することが重要である。構成員は、住民組織、社会福祉に関する活動を行う団体、公私の社会福祉事業者および社会福祉関係団体等、地域福祉推進に必要な地域の主要な諸団体を基本に、地域の実情に応じて考える。

###### <会員制度の整備>

○市区町村社会福祉協議会は、それぞれの地域の実情に応じて会員規程などによって会員を規定し、会員制度を整備する。

- ・住民会員制度

- ・構成員組織（団体）会員制度
- ・賛助会員制度（特別会員）

## II 組織体制（役員、評議員、部会・委員会等）

### 1. 組織体制の基本的な考え方

- 市区町村社会福祉協議会は、民間団体としての主体的な経営判断を行い、かつ地域に開かれた組織体制を確立し、公共性と民間性をあわせ持つ地域福祉をすすめる団体として地域住民から信頼される組織づくりをめざす。
- そのために、事業に係る意志決定や事業執行に責任を負う理事会等の役員体制の活性化を図るとともに、あわせて地域住民や様々な団体の参画や協力を得る仕組みをつくる。

### 2. 役員体制

#### <理事>

- 市区町村社会福祉協議会の理事（役員）は、主要な構成員組織・団体から選出される理事（構成員理事）、会長、常務理事、事業担当理事などの社協経営に専念する理事（経営管理理事）及び行政職員等によって構成することを原則とする。
- 理事（役員）は、事業執行の決定にそれぞれの立場から積極的に参画し、地域福祉の推進役としての社会福祉協議会の事業の発展に寄与し、理事（役員）としての責務を果たす。

#### <会長>

- 市区町村社会福祉協議会の会長は、理事の中で唯一法人全体の代表権を有し、事業執行上の経営責任を包括的に担う。したがって、会長は、民間人であることとし、中立公正な立場や地域全体の代表的性格を持つばかりではなく、できる限り社協事業の経営に専念しうる適任者を地域の中から選出する。

#### <代表権を有する事業担当理事>

- 市区町村社会福祉協議会は、事業規模や事業体制に応じて、一定の事業について代表権を有する理事を置くことができる。

#### <監事>

- 市区町村社会福祉協議会の監事は、社協活動や社会福祉法人会計を理解し、その事業を客観的に評価しうる人材を適切に選出する。

### 3. 評議員会

- 市区町村社会福祉協議会は、地域社会の総意をもって地域福祉を推進するために、構成員組織などから構成される評議員会を設置し、法人にとって重要な事項を決定する。

### 4. 部会、連絡会、委員会等

- 市区町村社会福祉協議会は、事業の推進にあたって、地域のあらゆる立場の意見を反映し、住民参加・協働による地域福祉を推進するために、部会や連絡会、課題別委員会等を設置する。

### III 組織運営（財源、事務所、職員体制等）

#### 1. 財源及び財務運営

##### <財源>

○市区町村社会福祉協議会は、構成員会費、住民会費、寄付金、共同募金配分金、基金財源などの「民間財源」、補助金収入、委託費収入などの「公費財源」、介護報酬などの「事業収入財源」を財源とし運営する。

##### <財務運営>

○継続的に適切な事業評価やコスト把握のうえに立った中長期的な財政計画を策定し、公費確保のルール化や自主財源の確保など安定的な財務運営につとめる。

#### 2. 事務所の確保

○社会福祉協議会は、地域福祉を推進する民間組織としての機能を発揮するために独立した事務所を確保する。

○このほか、人口規模や地域の実情に応じて、支部社協・地区社協の事務局等の機能や役割を果たす支所、在宅福祉サービス事業の事業所、福祉センターなどの拠点事務所を設ける。

#### 3. 職員体制の確保

○市区町村社会福祉協議会は、事務局長、福祉活動専門員のほか、事業を推進するうえで必要な専任の職員体制を確立する。

○地域福祉にかかる専門性と熱意をもった職員を得られるよう、処遇等の条件整備を図る。

#### 4. 組織（法人）管理体制の確立

○市区町村社会福祉協議会は、社会的な責任をもつ社会福祉法人として、①法令遵守、②適切な財務管理、③福祉サービス利用者に対する権利保護の仕組み、④財務諸表や事業内容の情報公開、⑤個人情報の保護、⑥リスクマネジメントなどの組織管理体制を確立する。

### IV 広域圏での地域福祉の推進（市町村合併・広域事業等）

○市区町村社会福祉協議会は、市町村合併をはじめとする地方分権や地域の再編の状況を十分に把握し、近隣の市区町村社協と相互協力して、広域での地域福祉の推進のあり方を検討し、具体的な事業や取り組みを行う。

○特に、市町村合併にあたっては、当該社会福祉協議会は相互に連携し、新しい地域福祉圏域での福祉サービスの水準や住民参加による福祉活動の取り組みのあり方を、住民や福祉サービス利用者の立場に立って検討し、法人合併を含む組織体制の再編を行う。

○さらに、必要に応じて複数の市町村を区域とした事業を実施するために、広域圏社会福祉協議会の設置や広域事業を実施することを検討する。

## **市区町村社協経営指針（解説）**

## 第1章 市区町村社会福祉協議会の使命・経営理念

### <使命>

○市区町村社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進することを使命とする。

### <経営理念>

○市区町村社会福祉協議会は、この使命を達成するために、以下の経営理念に基づき事業を開展する。

- ①住民参加・協働による福祉社会の実現
- ②地域における利用者本位の福祉サービスの実現
- ③地域に根ざした総合的な支援体制の実現
- ④地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへのたゆみない挑戦

### <組織運営方針>

○市区町村社会福祉協議会は、「社会福祉を目的とする事業を経営する者」と「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、その使命と経営理念を実現するために、以下により組織運営を行う。

- ①地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たす。
- ②事業の展開にあたって、住民参加を徹底する。
- ③事業の効果測定やコスト把握などの事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した経営を行う。
- ④全ての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守する。

### <解説>

#### (地域福祉の推進と社協の使命)

○社会福祉法では「個人の尊厳の保持」「福祉サービス利用者の自立支援」「個人の選択に基づく福祉」とともに、法第4条に「地域福祉の推進」を社会福祉の基本理念としている。

○法第4条では、地域福祉の目的を「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営むこと」「社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加できるようにすること」としている。すなわち、差別や排除のない地域づくり、社会参加とノーマライゼーションに基づく福祉社会づくりをめざし、福祉を基盤にしたまちづくりをすすめていくことが地域福祉推進の目的と言える。

○こうした地域福祉推進の目的を具体化するために「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を推進していくことを市区町村社協の使命とした。

#### (住民参加・協働による福祉社会の実現)

○住民参加・協働による福祉社会の実現とは、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、

ボランティア及び市民活動団体や福祉サービスを提供する事業者など地域のあらゆる団体・組織の相互理解と協働によって市民参画型の福祉社会を実現することである。

- 法第4条では、地域福祉推進の主体として、①地域住民、②社会福祉に関する活動を行う者、③社会福祉を目的とする事業を経営する者を位置づけていることから、福祉のまちづくりは、地域住民や地域のあらゆる団体・組織が協力、参加し、すすめるものとされている。
- 特に、地域福祉が社会福祉の理念のひとつとされたことは、社会福祉関係者にとって大きな意味を持つ。社会福祉施設や民生委員・児童委員は、地域住民の立場に立って地域の福祉課題を共有しながら、主体的に住民の福祉課題に対応する援助や支援活動を積極的に行うことが求められる。
- また、地方分権化の潮流の中で、近年のN P O法人をはじめとする市民活動が、市町村行政とのパートナーシップにより、地域の多様な課題の解決や福祉サービスの提供にあたるなど、住民参加・協働による新しい公共づくりの取り組みが広がっている。これらの活動は、教育や環境などの幅広い地域課題に対する自主的なものであるが、福祉課題は、それぞれの分野に共通する課題であり、こうした団体が福祉のまちづくりのための取り組みに参加することを促進することが重要である。
- こうした点を踏まえ、住民参加や協働にもとづいた福祉コミュニティづくりやそれを通じた市民参画型福祉社会の実現を、社協の経営理念として位置づけた。

#### (地域に根ざした利用者本位の福祉サービスや総合的な支援体制の確立)

- 「地域における利用者本位の福祉サービスの実現」とは、地域において、誰もが地域社会の一員として尊厳をもった生活が送れるよう自立支援や利用者本位の福祉サービスを実現することであり、「地域に根ざした総合的な支援体制の実現」とは、地域の福祉ニーズに対して、多様な公私の福祉サービスや福祉活動（インフォーマルなサービスや活動を含む）と、保健、医療、教育、交通、住宅、就労などのあらゆる生活関連分野の活動が連携し、身近な地域で総合的かつ効果的に展開される支援体制を整備することである。
- 地域福祉推進の目的を達成するには、①福祉サービスが自立支援や利用者の立場に立った質の高いものであると同時に、②地域住民に密着したところでの「福祉の総合化」を図ることが必要である。さらに、その取り組みを通じて地域住民の福祉意識の醸成を図ることが重要である。
- こうしたことを踏まえ、「地域における利用者本位の福祉サービス」や「地域に根ざした総合的な支援体制の実現」を社協の経営理念として位置づけた。

#### (福祉課題の把握と先駆的事業の開発へのたゆみない挑戦)

- 「地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへのたゆみない挑戦」とは、制度の谷間にある福祉課題や低所得者、社会的支援を要する人々への対応に重きをおき、常に事業展開を通じて地域の福祉課題をとらえ直し、地域住民やあらゆる団体・組織に働きかけ、新たな福祉サービスや活動プログラムの開発にたゆみなく挑戦することである。
- 市区町村社協は、これまでも福祉ニーズに基づいて、ホームヘルプサービスや毎日型の食事サービス、ふれあいいきいきサロンなど先駆的な福祉サービスや活動プログラムを開発してきた。こうした先駆的な取り組みは、日頃の活動を通じて福祉課題を把握するとともに、地域全体の課題として提起し、多様な事業展開に結びつける努力が不可欠である。特に、最近は、ホームレス問題や児童虐待の問題、複雑な福祉課題を抱える世帯への対応などいわば制度の谷間にあ

る課題に取り組むことが求められている。

- こうした点を踏まえて、「福祉課題の把握と先駆的事業の開発へのたゆみない挑戦」を社協の経営理念に位置づけた。

(組織特性に基づく組織運営)

- 市区町村社協は、「社会福祉を目的とする事業を経営する者」と「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体であり、こうした組織特性に基づく組織運営が求められる。

- したがって、組織運営にあたっては、第1に、地域に開かれた組織として社協運営の透明性と中立性、公正さの確保を図り、事業や財務内容の公開を積極的に行うとともに、説明責任を果たすことが求められる。

- 第2に、事業の実施にあたって、地域の広範な団体と協働し、徹底した住民参加によりすすめることが求められる。

- 第3に、経営について責任ある組織的な判断を可能するために、事業の効果測定やコスト把握などを行い、適切に事業評価を行うことが求められる。

- 第4に、全ての社協の役職員は、高い倫理意識を保持し、日頃から、法令などを遵守してルールを守った活動を行うことが必要である。いわゆる「法令遵守」とは、法律や政・省令に加え、通知や条例、諸規則、各種規程類のほか、倫理、社会規範、モラル、マナーなど、社協が社会的な評価・信頼を得るために必要なルールすべてを、日常のあらゆる活動において役職員が遵守することを指す。法令遵守は地域からの信頼を得るために最も重要な事項である。

## 第2章 市区町村社会福祉協議会の事業

### <事業展開の基本的な考え方>

○市区町村社会福祉協議会は、地域福祉の推進に必要な事業を行う。具体的な事業展開にあたっては、地域住民の個々のニーズに応え個々の生活を支えること、さらに地域の福祉課題の解決を図ることを目的に、具体的な事業展開を図る。

### <部門の構成>

○市区町村社会福祉協議会は、地域の実情に応じて、①法人運営部門、②地域福祉活動推進部門、③福祉サービス利用支援部門、④在宅福祉サービス部門による事業体制を確立する。  
○事業体制の確立にあたっては、地域福祉推進部門を中心としながら、各部門に相応しい事業と財源、人材、施設・設備を確保し、事業の推進は各部門間の相互連携を十分に図る。

### <解説>

#### (事業展開の基本的な考え方)

○社会福祉法では、市区町村社協を「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけ、さらに、その事業として、①「社会福祉を目的とする事業の企画・実施」、②「社会福祉に関する活動への住民の参加への援助」、③「社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成」、④「その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業」を実施するものとしている。

○市区町村社協は、元来住民主体の理念に基づき、地域の様々な福祉課題を地域社会全体の課題としてとらえ、住民をはじめとするあらゆる関係者と協力し、課題解決のために活動を計画的に展開してきた。さらに近年は、事業型社協をめざし、総合相談活動、ホームヘルプサービスなどの公的在宅福祉サービス、さらに食事サービスなど住民参加型の多様な福祉サービスを積極的に行うとともに、さまざまなボランティア活動、小地域ネットワーク活動、「ふれあいいきいきサロン」などの地域での住民の主体的な活動を支援し、誰もが安心して生活できるまちづくりの取り組みにつなげている。

○さらに、社会福祉法の理念である利用者主体の福祉サービスを実現するうえで、地域福祉権利擁護事業や苦情解決といった利用者保護の活動、情報提供活動、また、きめ細かな日常生活の支援なども市区町村社協の事業として大きな期待が寄せられている。

○これらのフォーマル、インフォーマルな事業が、事業のための事業としてではなく、「地域の住民の個々のニーズに応え個々の生活を支えること」に焦点をあわせ、開発・実施していく必要がある。

#### (部門構成の基本的な考え方)

○従来の市区町村社協の事業体制は、経理や庶務を担当する「総務部門」、地域福祉活動計画の策定や見直し、行政や他機関との連絡・調整等を行う「組織部門」、在宅福祉サービス事業や総合相談事業をはじめとする事業・活動を企画、実施する「事業部門」を基本としてきた。

- これからの市区町村社協は、経営管理（マネジメント）を行う「法人運営部門」を確立し、地域福祉推進の中核的な役割を果たす「地域福祉活動推進部門」をベースにしながら、「福祉サービス利用支援部門」と「在宅福祉サービス部門」の事業推進体制を整備する。
- 事業規模に応じて、「地域福祉活動推進部門」と「福祉サービス利用支援部門」を統合することも考えられる。
- 「福祉サービス利用支援部門」と「在宅福祉サービス部門」は、利益相反の恐れもあることから、部門を明確に区分する必要がある。事務局体制のみならず、福祉サービス利用支援部門には、第三者性の運営・監視の体制が必要である。

- ①**法人運営部門**：適切な法人運営と効率的な事業経営を行うための業務を担当し、財務・人事管理をはじめ、組織全体にかかわる企画・調整等を行う部門。
- ②**地域福祉活動推進部門**：地域に発生しているさまざまな福祉課題を調査・分析し、地域住民やボランティア、各種団体・機関と協働・連携して、解決にむけた取り組みを組織的・計画的に推進し、必要に応じて地域福祉型福祉サービスを創出する部門。
- ③**福祉サービス利用支援部門**：高齢者や障害者等を支援することを目的に総合相談や資金貸付、手続代行、情報提供等の業務を通じて、福祉サービスの利用援助および生活支援を促進する部門。
- ④**在宅福祉サービス部門**：介護保険や支援費制度による事業展開のほか市町村からの受託による在宅福祉サービスなどを、法令や契約に基づき運営する部門。

#### （相互連携の重要性）

- 部門間の連携の焦点は、地域福祉活動推進部門と在宅福祉サービス部門の関係にある。現状では、双方の部門がバラバラに動いている社協が少なくない。各事業の目的は、前述のように、「地域住民の個々のニーズに応え個々の生活を支えること、さらに地域の福祉課題の解決を図ること」であるが、一般に、在宅福祉サービスを支えるケアワーカーやソーシャルワーカーは「地域住民の個々のニーズに応え個々の生活を支えること」が中心になり、一方、地域福祉活動を支えるコミュニティワーカーは「地域の福祉課題の解決を図ること」ととらえられており、なかなか両部門の仕事が交錯しない。
- しかし、ふれあいのまちづくり事業のように、総合相談と支援を結びつけ、個別の福祉課題への徹底した対応と、その取り組みを通して、地域における課題解決の手法・仕組みをつくることも実際に経験してきている。また、近年の宅老所や地域密着型サービスのような、フォーマルであるが地域住民との関係を重視するものや、一方で、小地域ネットワークやふれあい・いきいきサロンのようなインフォーマルであるがシステムを必要とするものなど、公的サービスと住民の福祉活動の融合や協働がクローズアップされてきている。両部門がこのような問題意識を共有しながら、すすめていくことが重要である。

## 1 法人運営部門

○法人運営部門は、適切な法人運営や事業経営を行うとともに、総合的な企画や各部門間の調整などを行う社協事業全体の管理（マネジメント）業務にあたる。

○法人運営部門においては、以下の事業を実施する。

[具体的な事業]

- ・理事会等の運営
- ・財務管理
- ・職員の採用や研修・能力開発、人事考課などの人事管理
- ・所轄庁への届出や対外的な法的対応を行う法務に関する業務
- ・発展・強化計画の策定などの将来ビジョンの検討 など

**<解説>**

**(法人運営部門の確立)**

○今後、市区町村社協の事業内容は、介護保険事業も含めて多角化され、事業規模が拡大する中においては、法人としての経営管理が重要となってくる。従来の庶務・経理といった意味での総務部門ではなく、事業全体の管理や総合的かつ計画的な事業執行を行うための組織管理（マネジメント）部門として「法人運営部門」を確立する必要がある。

○これらの業務にあたっては、それぞれの専門知識などが必要になるため、必要な人材を確保したり、顧問弁護士の委嘱や外部監査、専門職によるコンサルテーションの実施など社協経営に必要な専門家とのネットワークを図ることが重要である。こうしたネットワークが単独の社協で構築できない場合は、近隣社協との共同体制や都道府県社協の支援などにより体制を整備することが必要である。

**(社協事業全体のマネジメントと社協発展・強化計画の策定)**

○法人運営部門においては、特に、各部門相互の事業展開の総合的な調整や、社協発展・強化計画の策定等法人としての将来ビジョンを検討するなど、組織全体の企画・調整の役割を果たすことが重要である。

○「社協発展・強化計画」とは、「地域福祉を推進する中核的な団体として事業運営（経営）のビジョンや目標を明確にし、その実現にむけた組織、事業、財務に関する具体的な取り組み」を明らかにしたものである。

○社会福祉諸制度、地域の福祉課題の現状、福祉サービスの整備状況、住民参加の取り組みの状況などの外部環境や社協の組織の体制、事業の内容、職員等の事業推進体制、財務状況を十分把握し検討したうえで「社協発展・強化計画」を策定することが必要である。

## 2 地域福祉活動推進部門

- 地域福祉活動推進部門は、住民参加や協働による福祉活動の支援、福祉のまちづくりや福祉コミュニティづくりなどを展開し、地域福祉推進の中核的な役割を果たす。
- 地域福祉活動推進部門においては、以下の事業を実施する。
  - [具体的な事業]
    - ・福祉課題の把握、地域福祉計画策定への参画、地域福祉活動計画の策定、提言・改善運動
    - ・住民、当事者、社会福祉事業関係者の連絡調整
    - ・地区社会福祉協議会活動の推進・支援
    - ・ボランティア活動や市民活動の推進・支援
    - ・小地域ネットワーク活動、ふれあい・いきいきサロン等の推進・支援
    - ・住民参加型在宅福祉サービスの推進・支援
    - ・その他種々の住民の福祉活動の推進・支援
    - ・福祉教育・啓発活動
    - ・地域福祉財源の造成、助成事業
    - ・当事者組織・団体、社会福祉関係諸団体の支援
    - ・共同募金・歳末たすけあい運動への協力 など

### <解説>

- 地域福祉活動推進部門は、地域住民や地域のあらゆる団体・組織と協働して地域の福祉課題を把握し、その解決にむけた地域福祉の取り組みを計画的、総合的に推進する部門である。その事業は多様であり、それらを総合的に展開するために、「福祉のまちづくりセンター」や「ボランティア・市民活動センター」を設置するとともに、福祉活動専門員やボランティアコーディネーターなどの専門性をもった職員を確保する。
- ボランティアセンターについてはその設置を行っている社協が多いが、N P Oなどの活動の活性化を踏まえ、「ボランティア・市民活動センター」という名称ですすめることが適切である。
- 「福祉のまちづくりセンター」は、地区社協や小地域ネットワーク活動など、従来、社協の基礎的な活動と位置づけすすめてきた住民の福祉活動全般を推進するセンターであり、その機能を住民に分かりやすくした名称である。
- ボランティア・市民活動センターについては、運営委員会を設けている例が多いが、地域福祉活動全体について、住民組織や民生委員・児童委員、社会福祉施設、福祉活動・福祉サービスを実施する市民活動団体や民間事業者、共同募金関係者、その他地域のあらゆる団体・組織によって地域福祉推進会議（仮称）等を組織することも考えられる。また、ボランティア・市民活動センターについては、センター長を外部から招聘することも、地域福祉を協働で展開する体制を整備する一環として考慮する。

○なお、地域の福祉関係諸団体の事務局機能については、市区町村社協として一定の役割を果たすことが必要であるが、当該団体と業務内容や責任体制を明確にするために、契約書や覚書などを取り交わし、これに基づいて運営するものとする。特に経理処理に関する事務体制については慎重かつ適切に行うことが必要である。

### 3 福祉サービス利用支援部門

○福祉サービス利用支援部門は、福祉サービス利用者等のサービス利用の援助や地域での生活支援に向けた相談・支援活動、情報提供・連絡調整を行う部門である。

○福祉サービス利用支援部門は、以下の事業を実施する。

#### <具体的な事業>

- ・地域総合相談・生活支援事業
- ・地域福祉権利擁護事業
- ・生活福祉資金貸付事業
- ・在宅介護支援センター事業
- ・障害者生活支援センター事業
- ・社会福祉事業者等の研修・教育事業 など

#### <解説>

○福祉サービス利用支援部門は、福祉サービス利用者や地域住民の立場に立ち、福祉サービスの利用や地域生活の支援に向けた相談・支援活動、地域全体の介護サービスや福祉サービスの水準の向上に向けた福祉サービス提供機関をはじめとする多様な社会資源の情報提供・連絡調整を行う。

○市区町村社協の新しい役割として地域福祉権利擁護事業や在宅介護支援センターなど福祉サービス利用者を支援し、また地域全体の介護サービスや福祉サービスの水準を向上させる事業を実施することが期待されている。これらの事業はきわめて公共性が高く、中立公正な事業体制を確立する必要がある。さらに、様々な住民の生活課題を受け止めるとともに、福祉サービスの情報提供や苦情相談などにも対応できるよう総合相談事業や生活福祉資金貸付事業を含め、地域住民の福祉サービス利用の援助や地域生活を支援する「福祉サービス利用支援部門」を確立することが必要である。

○具体的には、在宅福祉サービス部門とは明確に事業実施体制を分離し、さらに第三者性のある運営委員会や監視委員会などを設置することが必要である。

○また、事業の推進にあたっては、弁護士や専門相談員（消費生活相談員等）など各種の専門職との連携が重要である。さらに、医療系専門職である保健師や看護師、あるいは相談援助技術をもつ社会福祉士等を確保することが必要である。

○地域型在宅介護支援センターは、居宅介護支援事業とあいまって事業実施することが一般的であるが、公共的な役割を踏まえ、「在宅福祉サービス部門」ではなく、「福祉サービス利用支援部門」として実施することが望まれる。

## 4 在宅福祉サービス部門

○在宅福祉サービス部門は、介護サービスなどの多様な在宅福祉サービスを提供する部門である。

○在宅福祉サービス部門は、以下の事業を実施する。

[具体的な事業]

- ・ホームヘルプサービス事業
- ・デイサービス事業
- ・居宅介護支援事業
- ・食事サービス事業
- ・外出支援事業 など

**<解説>**

○在宅福祉サービスは、今後、市町村の受託事業ではなく介護保険制度や支援費制度の中で実施主体として経営責任をもって事業を行う必要がある。そのため採算状況やサービス提供状況について明確にし、状況に応じた経営判断や事業主体としての利用者の保護などを適切に行うことが求められる。こうしたことを踏まえ、介護サービスをはじめとする在宅福祉サービス事業の実施にあたっては「在宅福祉サービス部門」として確立することが必要である。

○在宅福祉サービスの実施にあたっては、利用者の立場に立った高品質なサービス、低所得者や困難ケースなどへの対応に積極的に取り組む。また、サービス提供を通じて地域の福祉課題を把握し、新たなサービス開発につなぐなど、地域の福祉サービス水準の向上につながる社協らしい事業運営を行う。

○運営基準などの各種法令を遵守し、適切に事業を運営するとともに、一定の採算性をもった効率的な運営が求められることから、リアルタイムで事業経営状況を把握し、必要な判断を適切に行うために、担当役員制の導入や経営会議の設置を行う。

○事業者情報の開示、苦情解決における第三者委員の設置など利用者保護への対応、第三者評価の受審などを積極的に行い、地域住民から信頼される公共性の高い経営を行う。

○請求事務等の事務処理業務については、事業規模に応じて「在宅福祉サービス部門」の中に事務部門を確立したり、その一部の外部委託（アウトソーシング）や近隣の社協との共同実施など、効率化を試みることが必要である。

## 第3章 市区町村社会福祉協議会の組織及び組織運営

### I 位置づけ・構成

#### 1. 市区町村社会福祉協議会の位置づけ

##### <社会福祉協議会の基礎単位としての市区町村社会福祉協議会>

- 市区町村社会福祉協議会は、市区町村を単位に設置され、社会福祉協議会の基礎的な単位である。なお、市区町村社会福祉協議会には、複数の市区町村を区域とする広域圏の市区町村社会福祉協議会（以下「広域圏社会福祉協議会」という）も含まれる。

##### <住民参加の基礎単位としての地区社会福祉協議会>

- 市区町村社会福祉協議会は、地域福祉の推進への住民参加の基礎単位として「地区社会福祉協議会（地区社協）」を設置し、その活動を支援する。

##### <解説>

###### (社会福祉協議会組織の基礎単位としての市区町村社会福祉協議会)

- 社会福祉法では、社協の設置要件を、都道府県、市町村、指定都市の区を区域とし、その区域における社会福祉事業及び更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものと規定している。市区町村社協は、その中にあって、指定都市を除く市、町村、指定都市の区及び特別区を単位に設置されたものを指し、社会福祉協議会の基礎単位となる。
- 市区町村社協が、社協の基礎的な組織であるという意味は、市区町村が、住民の福祉ニーズを汲み取り、それを解決していく能力・資源をあわせもつことができる地域福祉圏として概ね考えられるからである。
- 市区町村社協に期待される役割、事業を推進し、民間団体としての自律性をもつために、その組織は、社会福祉法人であることを原則とする。

###### (複数の市区町村を圏域とした広域圏社会福祉協議会)

- 社会福祉法では、市区町村社協が、同一都道府県・指定都市内において複数の市区町村を区域とすることを認めており、これを「広域圏社会福祉協議会」と位置づけた。これは、地域福祉を推進するうえで必要な一定の社会資源が単一の市区町村では確保できない、あるいは複数の市区町村を圏域とした方が効果的な事業展開が期待される地域では、複数の市区町村圏域をひとつ地域福祉圏としてとらえ、そこに社協を設置するという考え方によるものである。
- 法制度上では、同一都道府県・指定都市内であれば、地域特性に応じて複数の市区町村を圏域とする活動や事業を展開するために、市区町村を単位とした市区町村社協の他に、複数の市町村を区域とする広域圏社協を設置することや、それぞれの市区町村社協の意思決定により社会福祉法人格を合併することも可能となっている。

○いざれにせよ広域圏社協は、市区町村社協の一形態であり、市区町村社協と同様の組織構成や組織運営を確保することが求められる。

(福祉区等の日常生活圏域を単位にした住民組織としての「地区社協」)

○これまで市区町村社協では、地域福祉推進への住民参加の基礎単位として小学校区などを区域にした「地区社会福祉協議会（地区社協）」（学区社協、小地域社協、校区福祉委員会等様々な名称があるが、以下これらを総称して「地区社協」という）を市区町村社協の主要な構成員組織に位置づけ、その活動を支援してきた。

○「地区社協」における日常生活圏域の地域住民の主体的な福祉活動の支援や条件整備は、コミュニティワークに代表される社協活動の主要な実践のひとつであり、福祉コミュニティづくりに大きな役割を果たすことから、今後とも取り組みを強化していく必要がある。さらに、地域福祉計画や地域福祉活動計画の策定にあたっては、「地区社協」の圏域を住民参加による地域福祉を推進するうえでの基礎圏域（「福祉区」）として明確に位置づけることも重要である。

○一方、福祉コミュニティとは、多様な地域住民が福祉活動に参加し、地域の福祉課題を共有化し、互いに協働して解決にあたる中で形成されるものであり、「地区社協」が単なる地域の諸団体を網羅するだけの形式的な組織になったり、いわゆる上意下達の受け皿にならないよう十分認識する必要がある。

○近年の「地区社協」は、地域福祉推進の大きな担い手となる中で行政から直接事業委託を受けたり、車両等の財産を有したりするなど、地域の社会資源として大きな役割や力量を持つ例も見受けられる。しかし、「地区社協」は、社会福祉法上に規定はなく、市区町村社協を構成する住民組織としての位置づけであることに留意しておく必要がある。

(地域福祉圏等を単位にした社協活動・事業を担う「地区社協」)

○大都市部あるいは市町村合併を行った市区町村社協では、市区町村内の行政圏域や旧市町村を区域に地区社協（日常生活圏域に地区社協がある場合にはその上位の地区社協）を設置している場合がある。

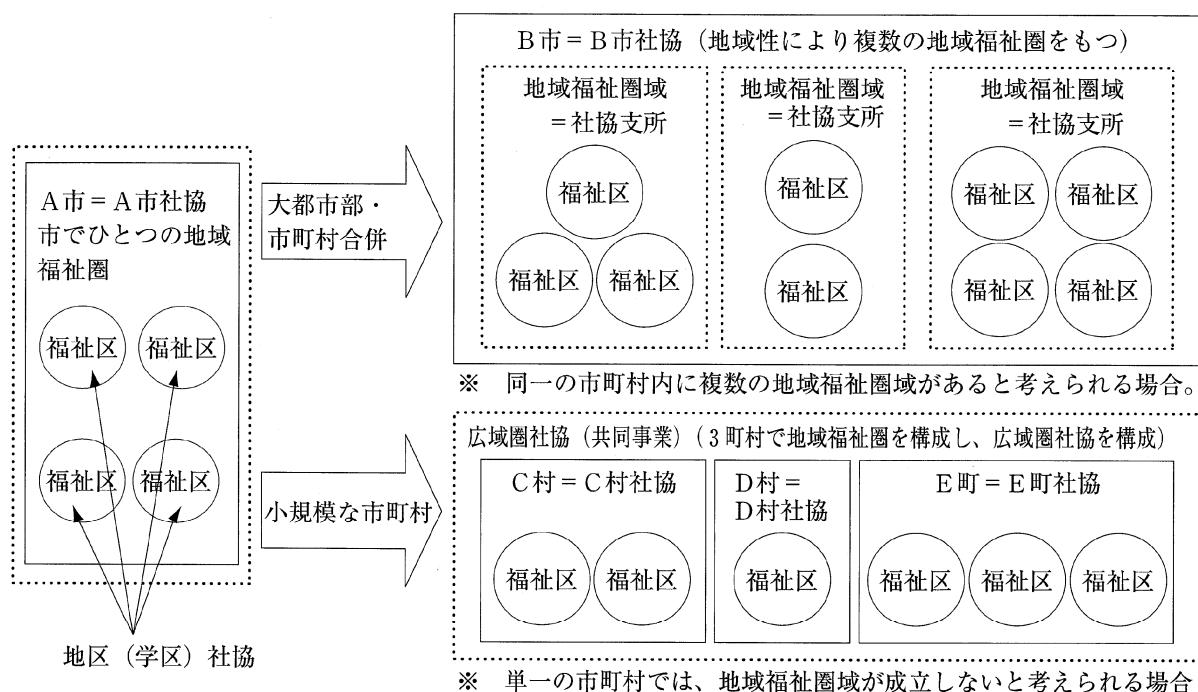
○こうした圏域では、行政の出張所や福祉サービス等の社会資源についても一定程度整備されている場合が多く、地域福祉を推進するうえでの一定の基盤がある「地域福祉圏域」としてみることができ、ボランティアセンターや総合相談窓口、あるいは在宅福祉サービス等の社協事業の拠点を設置し、事業を展開している例がある。

○なお、合併にあたって、本会では、実情に応じて旧市町村社協を「支部社協」のかたちで残すことを提案している。ただ、「支部社協」は、旧市町村社協をそのまま残すのではなく、福祉に関わる住民組織（住民・当事者を中心としてボランティア関係者、福祉関係者等が当該地域の地域福祉推進のために集まる組織）としての面を明確に残した組織として位置づける。支部社協も地区社協であるが、合併時の対応であることを明確にするためにこの用語を使用している。

**図表1 福祉区・地域福祉圏域と社協活動**

福祉区 = 日常的な生活圏域（小学校区・中学校区・町内会など）を単位にし、公民館など住民の主体的な福祉活動や住民参加の取り組みをすすめるうえでの基礎となる社会資源がある区域

地域福祉圏 = 一定の公的福祉サービス、住民の福祉活動への支援や福祉サービス利用者支援のため、ボランティアセンターや相談窓口などの公的な社会資源が整備され、地域福祉の推進体制が整っている圏域。固定的なものではなく、地域性や福祉サービスの種類や支援体制の内容によって異なる。



## 2. 構成員・会員

### <市区町村社会福祉協議会の構成員の基本的な考え方>

○市区町村社会福祉協議会は、地域福祉の推進に参加・協働する地域のあらゆる団体・組織を構成員とし、地域社会の総意を結集することが重要である。構成員は、住民組織、社会福祉に関する活動を行う団体、公私の社会福祉事業者および社会福祉関係団体等、地域福祉推進に必要な地域の主要な諸団体を基本に、地域の実情に応じて考える。

### <会員制度の整備>

○市区町村社会福祉協議会は、それぞれの地域の実情に応じて会員規程などによって会員を規定し、会員制度を整備する。

- ・住民会員制度
- ・構成員組織（団体）会員制度
- ・賛助会員制度（特別会員）

### <解説>

#### (構成員の基本的な考え方)

○市区町村社協の構成員は、地域福祉推進を図る中核的な団体として地域社会の総意を結集するものとなるよう、地域の実情に応じて検討し、また事業や活動を通じて地域のあらゆる関係者に働きかけ、その具体化を図るものであるが、社会福祉法の主旨等を踏まえ、その考え方の整理を行った。

○特に、近年の福祉サービスの供給主体の多様化やN P O法人などの市民活動団体の活躍などを背景に、社会福祉法において区域内の社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者の社協参加が明記されたことから、多様な介護・福祉サービスを提供する民間企業やN P O法人などを構成員として明確に位置づける必要がある。

○さらに、今後の地域福祉の領域は、従来の福祉施策の分野にとどまらず、制度のすきまにある社会的援護を要する人々への支援やきめ細かな生活上のニーズに応えるものとして位置づけられたことから、保健・医療、教育、労働等の分野にとどまらず、環境や住宅、まちづくりなどの生活関連領域や法曹関係者、金融関係者などとのつながりも求められる。

○具体的には、以下のような団体や組織等が考えられる。

#### ① 住民組織

- ア. 住民会員、地区社会福祉協議会、住民自治組織等
- イ. 当事者等の組織

#### ② 社会福祉に関する活動を行う団体※ 1

- ア. ボランティア団体
- イ. N P O法人など市民活動団体※ 2

ウ. その他の社会福祉に関する活動を行う団体※ 3

(3) 公私の社会福祉事業者および社会福祉関係団体等

ア. 民生委員・児童委員またはその組織

イ. 社会福祉施設・社会福祉団体

ウ. 更生保護事業施設・更生保護事業団体

エ. 福祉（介護・保育）サービス事業者※ 4

オ. 社会福祉行政機関

カ. 保健・医療、教育等の関係機関・団体※ 5

(4) 地域福祉推進に必要な地域の主要な諸団体※ 5

ア. まちづくり、住宅、環境、労働、経済などの生活関連領域の関係団体

イ. その他法曹、金融関係など地域福祉推進に必要な団体など

<下線部は、現行の新・基本要項との比較で加えたもの>

※ 1 従来ボランティア団体など地域で福祉活動を行う団体は住民組織として位置づけてきたが、社会福祉法での表記を踏まえ「社会福祉に関する活動を行う団体（あるいは住民組織）」をひとつの領域として独立させる。

※ 2 新たに加える。

※ 3 農協、生協は基本的にはこれに該当する。

※ 4 民間企業の介護サービス事業者等を含む。

※ 5 従来関連領域として位置づけた保健・医療、教育の分野は、社会福祉関係者に位置づけた。その上で、まちづくり、住宅などの生活関連領域の関係団体などについては、地域福祉推進に必要な団体として整理した。また地域福祉権利擁護事業やリバースモーゲージなどの地域住民の経済生活などの支援に備え、法曹関係者や金融関係者を関係団体の中に位置づけた。

<参考：現「新・基本要項」>

① 住民組織

ア. 地区社会福祉協議会、住民自治組織又は住民会員

イ. 当事者等の組織

ウ. ボランティア団体

② 公私の社会福祉事業関係者および関連分野の関係者

ア. 民生委員・児童委員またはその組織

イ. 社会福祉施設・社会福祉団体

ウ. 更生保護事業施設・更生保護事業団体

エ. 社会福祉行政機関

オ. 保健・医療、教育、労働その他関連分野の機関・団体

③ その他地域福祉推進に必要な団体

**(住民組織)**

○住民組織は、地区社協、自治会・町内会、当事者組織などが考えられ、社協が住民参加によって事業をすすめるうえで重要な基盤となり、不可欠な構成員となる。また地域の福祉サービスの利用者でもある当事者あるいは家族、その代弁者の組織加入も重要である。

**(社会福祉に関する活動を行う団体)**

○ボランティア団体や市民活動団体も広い意味では住民組織と言えるが、一方でこれらの団体が多様な福祉サービスの担い手として地域で活躍しており、また社会福祉法において「社会福祉に関する活動を行う者」の社協への参加が明文化されたことから、構成員の領域として「福祉活動を行う団体」に位置づけた。

○各市区町村社協では、既存のボランティア団体だけでなく、N P O 法人などの幅ひろい市民活動団体の地域福祉や社協への参加を働きかけることが必要である。

**(社会福祉施設・福祉サービス事業者)**

○社会福祉法において社会福祉の基本理念のひとつとして地域福祉の推進が位置づけられたことから、社会福祉施設は、地域の社会資源として地域福祉の推進に大きな役割を果たすことが一層求められる。なお、社会福祉法では、社協の設置要件として「社会福祉事業及び更生保護事業を経営する者の過半数の参加」が求められているが、この「参加」は「経営する者=法人」の参加ととらえるのではなく、個々の社会福祉施設が地域福祉の推進や福祉のまちづくりに役割を果たす観点から市区町村社協との協働の取り組みなどに参加するという意味であると考えられる。

○介護・保育サービスを経営する民間企業等についても、社会福祉法において「社会福祉を目的とする事業を経営する者」の参加が明文化されたことから福祉サービス事業者として社協への参加を促進していくことが必要である。このような新たに社協に参加する民間企業などの多様な福祉サービス事業者に対しては、市区町村社協が単なる競合する「介護事業者」や、いわゆる地域の「事業者団体」ではなく、地域福祉の推進を図る団体としての社協組織の役割を十分理解してもらうことが重要である。

**(社会福祉行政機関)**

○社会福祉行政機関については、従来、地域の「社会福祉事業を経営する者」のひとつとして参加を求めてきたが、地域福祉計画の策定などにあたって市町村福祉行政と社協との連携がさらに強く求められており、今後とも社会福祉行政は、社協の主要な構成員として位置づけることが必要である。

**(プラットフォームとしての役割)**

○また、市区町村社協は、「地域住民」「社会福祉に関する活動を行う者」「社会福祉を目的とする事業を経営する者」を構成メンバーとしており、いわば地域福祉推進のプラットフォームとして役割を果たすことが求められている。すなわち、地域の福祉活動や福祉サービスに取り組む団体や住民を支援するとともに、地域の福祉課題に対してその理解を広め、解決策を話し合い、新たな福祉サービスや活動プログラムを開発し、地域協働で取り組むことが求められている。

**(住民会員制度)**

○住民会員制度は、社協事業を地域住民の参加・協力・支持によってすすめるために必要な基本

的制度として推進を図るもので、市区町村を問わず約9割の市区町村社協で実施している。

- 住民会員制度について次の2つの形態が考えられる。

ア 地区社協などの「住民組織」の基礎会員として位置づけ、社協との関係では間接的な参加の形態をとる場合。

イ 住民個々が社協に直接的な参加の形態をとる場合。

○社協組織との関係でみると、アの場合は「住民組織」と社協との関係を明確にする必要性があり、イの場合は、住民会員の理事・評議員の選出等社協運営への参加のあり方が課題となる。

○いずれにせよ、社協（社会福祉法人）における会員とは、会費の納入によって資格・権利を生ずるものとされる社団法人における「社員」とはその性格は異なるが、会員となることを通して、地域福祉の推進や社協事業への参加を意思表示していただくものである。

○したがって、住民会員制度が賛助会員的性格を有するという意味では、地域住民の自覚にもとづく加入を基本として整備を図る必要があり、一律・機械的なものではなく、自覚ある加入を広げるなかで、いわゆる「全戸加入」をめざすことが必要である。

○さらに、地域住民に対する情報提供、相談、機材の提供、市区町村社協事業への参加や意見を反映できる機会の提供（部会委員の公募など）などを通じて、市区町村社協への住民参加を大きくすすめ、住民会員の増強を図っていくことが望まれる。

○会費の額については、長年の間、年額1,200円以上を当面の目標としてきたが、現在、1,200円以上の会費を徴収している社協は、住民会員制度を整備している社協の約8%にすぎない。今後とも継続した課題となると考えられる。

#### （構成員組織（団体）会員制度）

○市区町村社協は地域の福祉関係組織・団体の協議体としての性格を有していることから、構成員とされる組織（団体）を市区町村社協の会員制度の中に位置づける必要があり、これを構成員会員制度とする。さらに、構成員組織（団体）会員の合意のもとに理事及び評議員の選出についての規定を設け、構成員組織と社協の法人組織との関係を明確にすることが求められる。

○構成員組織（団体）会員制度の実施率は、2003年度社協活動実態調査によると約40%である。

#### （賛助会員制度）

○賛助会員制度は、住民会員制度や構成員組織（団体）会員制度とは別に、多様な組織や団体に対して地域福祉への関心や社協事業への参加意識の醸成、さらに一定の民間財源を確保する観点から社会福祉協議会活動や事業を特に財政的に支援する制度として整備をすすめる。

## II 組織体制（役員、評議員、部会・委員会等）

### 1. 組織体制の基本的な考え方

- 市区町村社会福祉協議会は、民間団体としての主体的な経営判断を行い、かつ地域に開かれた組織体制を確立し、公共性と民間性をあわせ持つ地域福祉をすすめる団体として地域住民から信頼される組織づくりをめざす。
- そのために、事業全般に係わる地域住民の参画を促すとともに、的確な経営判断と経営責任の負える役員体制を確立し、地域に開かれた仕組みを構築する。

#### <解説>

- 市区町村社会福祉協議会は、地域福祉を推進する社会福祉法人として、地域全体に責任を持つ公共性と民間性、自発性を兼ね備えた組織であり、地域住民との信頼関係の強化が何よりも重要視される。
- 市区町村社協は、社会福祉法の成立や介護保険制度の施行の中で地域福祉推進の中核的機関として、地域福祉権利擁護事業や介護サービス事業の実施をはじめ様々な役割が期待され、急速に事業規模が拡大している。こうした中で、市区町村社協の社会的責任は大きくなっている、地域住民からの評価を常に意識し、事業を展開することが必要である。
- また、これから地域福祉の推進は、様々な福祉活動を行う団体や地域住民と市町村行政が協働して進めていくことが強く求められている。近年は、地域住民と役割や責任を分担する協働型あるいはパートナーシップ型の行政施策に取り組む市町村行政も多い。そのため市区町村社協は、地域の様々な福祉活動を行うボランティア団体や市民活動団体等と連携や支援をしながら、民間の立場からこうした協働を促進する大きな役割をもっており、地域におけるより高い調整能力が求められている。
- しかしながら、市区町村社協は、役職員等の人材や事業展開において行政との関係が強く、行政との区別がつきにくいため、こうした民間の立場からの協働や調整を推進する役割を担えないのではないかという指摘も一部にある。
- 一方で、介護サービスをはじめとする福祉サービスの経営は、利用者がサービスを選択しその対価によって事業運営を行うことになり、法人として主体性をもった事業経営を行う必要がある。
- こうしたことを踏まえ、社協自身が主体的な経営判断ができる、しかも地域に開かれた組織体制を確立し、地域住民から公共性と民間性をあわせ持つ地域福祉をすすめる団体として信頼されることが強く求められている。そのためには事業に係る意志決定や事業執行について責任を負う理事会や役員体制の活性化をはじめ、地域住民の参画や理解が得られる組織体制をつくることが重要である。
- 三位一体改革や地方分権化が進むと、社会福祉とりわけ地域福祉の水準や内容は市町村独自で決定することになるため、従来からの事業の取扱いの判断や経営的な部面での判断がますます重要なとなる。そのようなことを踏まえ、組織体制・役員体制の強化は今後とも一層重要になる。

## 2. 役員体制

### <理事>

- 市区町村社会福祉協議会の理事（役員）は、主要な構成員組織・団体から選出される理事（構成員理事）、会長、常務理事、事業担当理事などの社協経営に専念する理事（経営管理理事）及び行政職員等によって構成することを原則とする。
- 理事（役員）は、事業執行の決定にそれぞれの立場から積極的に参画し、地域福祉の推進役としての社会福祉協議会の事業の発展に寄与し、理事（役員）としての責務を果たす。

### <会長>

- 市区町村社会福祉協議会の会長は、理事の中で唯一法人全体の代表権を有し、事業執行上の経営責任を包括的に担う。したがって、会長は、民間人であることとし、中立公正な立場や地域全体の代表的性格を持つばかりではなく、できる限り社協事業の経営に専念しうる適任者を地域の中から選出する。

### <代表権を有する事業担当理事>

- 市区町村社会福祉協議会は、事業規模や事業体制に応じて、一定の事業について代表権を有する理事の選任を検討する。

### <監事>

- 市区町村社会福祉協議会の監事は、社協活動や社会福祉法人会計を理解し、その事業を客観的に評価しうる人材を適切に選出する。

### <解説>

#### (理事の構成について)

- 市区町村社協は地域福祉をすすめる地域の中核的な組織であり、地域社会全体の総意の中で事業を展開することを基本的な考え方としているところから、地域の社会福祉関係者、社会福祉に関する活動を行う団体の関係者、行政、住民組織などの構成員の中から理事を適切に選び、それぞれの立場から地域福祉の推進のあり方や社協事業の経営について幅広く議論し、法人経営を進めることが原則である。
- しかし、こうした構成団体から選出される理事があて職となっている場合が多く、任期ごとに変わることもあり、理事としての継続性に欠ける場合も多い。そのため、事業経営上の判断や事業経営上の問題が生じた場合、法人当事者としての責任が果たせないことが課題となっている。
- また、現在社協に求められている様々な社会的責任を果たすためには、地域福祉や社会福祉に関する専門性とともに、事業経営の判断にあたって財務、労務、法務、リスクマネジメントなどの事業経営上必要な専門性が求められる。
- こうしたことを踏まえると構成団体から選出した理事と行政職員のみの役員体制では社会的責任を果たすことは不可能であり、社協事業の経営に専念する会長、常務理事、事業担当理事な

どを「経営管理理事」として一定程度配置する必要がある。

- 市町村行政職員については、地域福祉計画の策定・実施など今後とも地域福祉推進の基盤整備にあたって大きな役割を果たすとともに、社協が地域福祉の推進を図る団体として公民の調整役を果たすという意味においても、理事（役員）として社協経営に参画することが必要である。  
**(理事の責務)**

- 理事は、社協役員としてその責務を理解し、事業執行を通じて役割を果たすことが肝要である。具体的には、理事がもつ専門的知識や選出経緯を踏まえ、業務ごとの担当制をとることも考えられる。なお、理事に対して、勤務実態に応じた一定の役員報酬の支給を検討することも必要である。
- 理事定員は、平成12年12月の定款準則の見直しにより、理事数は6名以上でその上限は撤廃されたが、実質的に社協経営について判断や議論ができる定数を社協の事業規模に応じて検討することが必要である。

#### 市区町村社協の理事構成のイメージ（※は関係通知により必須）

<b>構成員理事</b>	一社協の構成員団体から適切な人材を選出する ・住民組織の代表者 ※ボランティア活動を行う代表者（社会福祉に関する活動を行う者） ・当事者団体の代表者 ※社会福祉施設等の社会福祉事業を経営する団体の役職員 ・民生委員・児童委員 ・その他社会福祉及び関連分野の代表者 等
<b>経営管理理事</b>	一原則として社協事業経営に専念する者を選出する ※会長 ・常務理事 ・○○事業担当理事 等
<b>その他</b>	一市町村行政職員 学識経験者（事業経営や社会福祉の専門家）等

#### 社協理事の責務

- 1 事業執行の決定に参画すること。
- 2 事業執行が法令や定款に適合しているかどうかを判断すること。
- 3 善管注意義務（善良なる管理者として要求される注意義務）
- 4 職務遂行義務（理事に期待されている社協事業の推進や発展の立場からの参画）
- 5 競合避止義務（競合する事業を兼務する場合に事前に評議員会や理事会に申し出、了解を求める。また理事として知り得た情報や資源を兼務する事業で活用しない。）

(会長)

- 市区町村社協の会長は、従来どおり民間人であることが望ましい。その際、今後の社協にもとめられる社会的責任を踏まえた経営判断をすすめられるよう、中立公正な立場や地域の代表者的な役割だけではなく、社協の経営管理理事として強いリーダーシップが発揮できる会長を選出する必要がある。そのためには、できるだけ社協事業の経営に専念し、事業経営上の判断を常時行うことのできる適任者を地域の中から選出することが重要である。さらに、一定の役員報酬を支給することも合わせて検討することが必要である。
- なお、会長を首長とする市区町村社協は、次第に減りつつあるが依然として約32%にのぼる。しかし、行政の首長は介護保険の保険者のトップであることもあり、特に介護保険事業を経営する社協の会長が首長である場合は、民間人の登用を早急にすすめる必要がある。

(代表権を有する事業担当理事)

- 市区町村社協の事業規模が大きくなり、またそのことによって経営責任も大きくなっている。社会福祉法人定款準則の改訂を踏まえ、法人社協モデル定款では代表権の分掌を可能としている。これは、包括的な代表権は会長が有しながら、会長以外に特定の事業や業務について代表権を有する理事を置くことができるというものである。

(監事)

- 定款準則では、監事は2名以上とし、当該法人の役職員との兼務はできず、うち1名は、社会福祉法人会計基準に基づく財務諸表を監査しえるものとされている。
- 社協事業が広がり、財務会計が高度化する中で、外部監査なども含め、社協事業を客観的に評価しうる人材を適切に選ぶ必要がある。

### 3. 評議員会

○市区町村社会福祉協議会は、地域社会の総意をもって地域福祉を推進するために、構成員組織などから構成される評議員会を設置し、法人にとって重要な事項を決定する。

#### <解説>

##### (評議員の構成について)

○法人社協モデル定款では、社協の評議員会は、他の社会福祉法人と異なり、「法人の重要な事項についての議決機関」としての性格をもつものとされている。これは、市区町村社協が地域社会の総意をもってその事業をすすめていくために、法人にとって重要な事項は、構成員の決定によってすすめることにしているからである。こうした意味で、社協は「社団法人的」な性格を有していると考えられる。したがって、評議員を構成員組織（団体）から適切な選出過程を経て選出することを明確にするために選出規程を定める必要がある。

○社会福祉法に「社会福祉に関する活動を行う者」の参画が明記されたことから、ボランティア団体、市民活動団体から積極的に評議員を選出することが必要である。

○法人の執行機関としての理事会と議決機関としての評議員会は性格を異にし、一定の緊張関係をもつことが必要であることから、理事と評議員を兼任することは望ましくない。

##### (評議員会の運営について)

○社協の事業や業務の状況を地域住民に広く周知するために、一定のルールを設けて評議員会を公開することを検討する必要がある。具体的に、傍聴手続き・方法や審議内容についてホームページ上で公開すること、また評議員会の検討事項に関してパブリックコメントを実施することなどが考えられる。

○評議員会のもとに、各種委員会や部会を設置し、評議員会を活性化させることも考えられる。

#### 評議員構成のイメージ

- ① 住民組織／地区社会福祉協議会、住民自治組織など
- ② 当事者等の組織／老人クラブ、障害者団体、介護者の会など
- ③ 社会福祉に関する活動を行う団体／ボランティア団体、N P O 法人など市民活動団体、農協・生協など
- ④ 民生委員・児童委員またはその組織
- ⑤ 事業者関係／社会福祉施設・社会福祉団体、更生保護事業施設・更生保護事業団体、福祉（介護・保育）サービス事業者
- ⑥ 保健・医療、教育等の関係機関・団体／医師会、医療・保健機関、学校、教育委員会等
- ⑦ 社会福祉行政機関
- ⑧ 地域福祉推進に必要な地域の主要な諸団体／まちづくり、住宅、環境、経済団体など
- ⑨ その他／学識経験者（社会福祉、法務、税務、事業経営等の専門家）

#### 4. 部会、連絡会、委員会等

○市区町村社会福祉協議会は、事業の推進にあたって、地域のあらゆる立場の意見を反映し、住民参加・協働による地域福祉を推進するために、部会や連絡会、課題別委員会等を設置する。

##### ＜解説＞

- 市区町村社協における部会や連絡会、課題別委員会等は、地域のより幅広い立場の団体や地域住民、専門職が地域福祉の推進や社協事業に参画する場として、地域の実情や社協の事業内容に応じて柔軟に設置されている。
- 社協がより一層地域に開かれたものとなるためには、様々な関係者の意見や発想も取り入れ、様々な団体が協働して地域福祉の推進・充実に向けて福祉サービスや活動プログラムの企画・開発に取り組むことが強く求められている。
- また、各種部会・委員会の内容によっては、公募委員なども積極的に取り入れ、様々な地域住民が社協事業に直接参加できる仕組みをつくることが必要である。
- その一方で、社協の事業経営判断を行う場や第三者性が強く求められる委員会なども事業の推進上必要であり、その部会や委員会等の性格を踏まえ適切に運営することが重要である。

##### ア. 地域の多様な意見や参画が求められる委員会等

- ① 地域福祉の諸活動の活性化や福祉サービス開発
  - ・課題別の部会（老人福祉部会、障害者部会、児童部会…）
  - ・プラットフォーム型サービス提供システム企画委員会 など
- ② 社協事業への住民参加・協働
  - ・社協事業企画委員会
  - ・ボランティアセンター運営委員会
  - ・ふれあいのまちづくり事業推進会議
  - ・総合相談事業運営委員会 など
- ③ 社会福祉関係団体や専門職等の連絡・連携
  - ・施設部会
  - ・介護サービス事業者連絡会
  - ・ボランティア団体連絡会
  - ・介護支援専門員連絡会 など

##### イ. 社協事業経営の判断が求められる委員会等

- 介護サービス経営など、社協事業経営の判断に必要な財務や事業運営のあり方などを検討するために、経営管理理事や外部の専門家、担当職員などを委員とし、クローズで運営する委員会

- ・社協経営委員会
  - ・介護サービス事業経営委員会
- ウ. 第三者性が求められる委員会等
- 福祉サービス利用支援部門の事業など公益性の高い事業を中立公正に運営するための委員会等。委員の選出過程について、地域住民に開示する必要がある。

### III 組織運営（財源、事務所、職員体制等）

#### 1. 財源及び財務運営

**<財源>**

○市区町村社会福祉協議会は、構成員会費、住民会費、寄付金、共同募金配分金、基金財源などの「民間財源」、補助金収入、委託費収入などの「公費財源」、介護報酬などの「事業収入財源」を財源とし運営する。

**<財務運営>**

○継続的に適切な事業評価やコスト把握のうえに立った中長期的な財政計画を策定し、公費確保のルール化や自主財源の確保など安定的な財務運営につとめる。

**<解説>**

(財源構成)

○各部門に係る財源構成の考え方は以下の通りである。

- ・法人運営部門は、各部門からその比重に応じて負担する。したがって、公費、民間財源、事業収入で構成されるのが基本となる。ただし、現状では、各部門の事業への委託金・補助金を抑えて、法人運営部門にまとめて経常経費補助を出す仕組みになっている場合もあるので、社協の収支全体を見渡して整理していく必要がある。
- ・地域福祉推進部門は公費が基本となるが、住民自身の活動であることから、共同募金や自らの負担によりすすめる。福祉サービス利用支援部門も公費が基本となるが、先駆的な事業については民間財源もあり得る。

部 門	事業の性格	民間財源	公 費	事業収入
法人運営部門	各部門を支える	○	○	○
地域福祉推進部門	公益性が高い。同時に民間性が強い。	△	○	
福祉サービス利用支援部門	公益性が高い。	△	○	
在宅福祉サービス部門（介護保険・支援費制度）	介護保険事業・支援費事業等事業収入で行う事業。自治体からの委託・補助で行うその他公的サービス。先駆的事業、独自事業（「横だし」等）に分かれる。		※ (過疎地等)	○
在宅福祉サービス部門（介護保険・支援費制度以外）		△	○	

- ・介護保険・支援費制度の在宅福祉サービス部門は、事業収入だが、過疎地等であることにより採算が合わない地域は公費補助も必要となる。
- ・介護保険・支援費制度外の在宅福祉サービス部門も公費委託で行われる場合も多いが、社協独自で行う先駆的事業、横だし事業は民間財源を充てる。

(適切な在宅福祉サービス事業の運営)

- 介護保険事業等の在宅福祉サービスの実施にあたっては、事業としての採算性の確保に努力し、適切な運営に努める。事業収入によって得た収益については、社協が実施する福祉サービス事業の開発に結びつけることが重要である。また在宅福祉サービス事業経費において、法人運営部門の事業経費の一部を適切に按分し、事業の管理費として負担するものとする。

(関係団体事務等の業務の受託と委託契約の締結)

- 関係団体の事務等の業務を受託するときは、業務委託契約を当該団体と締結することとし、あわせて事務費経費を含め、必要な経費を確保できるルールを確立する。

(事業安定資金（留保金）の設置)

- 事業収入等から事業を継続的かつ安定的に実施するために必要な程度を、事業運営安定資金などとして留保しておくこと。なお、留保金（減価償却や退職金引当金などに相当する資金は除く）は、一事業年度における事業経費（管理費を含む）のおおよそ3分の1程度を目安とする。

(助成事業や地域福祉財源としての基金)

- 地域福祉財源として社協が管理している基金は、事業安定資金としての留保金と明確に分けておく必要がある。この使途については、理事会や評議員会だけではなく第三者性をもった配分のための委員会等を設置し、検討すべきである。

## 2. 事務所の確保

- 社会福祉協議会は、地域福祉を推進する民間組織としての機能を発揮するために独立した事務所を確保する。
- このほか、人口規模や地域の実情に応じて、支部社協・地区社協の事務局等の機能や役割を果たす支所、在宅福祉サービス事業の事業所、福祉センターなどの拠点事務所を設ける。

### <解説>

#### (事務所の確保)

- 事務所を確保する方策として、総合福祉センター、地域福祉センター、デイサービスセンター、老人福祉センター等の運営、各種の行政財産等の貸与等が考えられる。  
ただし、介護保険事業等の事業所の場合には、賃借料・光熱水費などの負担が必要となる。
- (支所や拠点の整備)  
○地域福祉推進にあたっては、地域と密着したところでの事業展開が重要であり、大都市部などでは、地域の実情に応じて支所等の拠点を整備し、住民組織の連絡調整や総合相談窓口等の機能を充実することが考えられる。公民館や空き家、空き店舗などの地域の社会資源を活用した地区社協の活動拠点の確保について協力・支援する。

### 3. 職員体制の確保

- 市区町村社会福祉協議会は、事務局長、福祉活動専門員のほか、事業を推進するうえで必要な専任の職員体制を確立する。
- 地域福祉にかかる専門性と熱意をもった職員を得られるよう、待遇等の条件整備を図る。

#### <解説>

##### (職員の資質)

○職員は、それぞれの事業に必要な専門性もった職員を配置する必要があるが、とりわけ地域福祉推進の中核的団体の職員として育成をしていくことが必要である。すべての社協職員は、以下のような基本的な態度をもち、福祉コミュニティの形成や福祉のまちづくりを共通の理念として業務をすすめなければならない。

- ①福祉サービス利用者に対する尊厳の尊重（人権感覚、守秘義務）
- ②地域住民（活動・事業者団体などを含む）や行政との協働の推進（パートナーシップ）
- ③地域住民の主体性を引き出す（エンパワーメント）
- ④自らの業務についての説明責任を持つ。（説明責任・情報公開）
- ⑤地域の社会資源や地域の実情の把握と施策の理解（地域に根ざした活動の展開）
- ⑥地域住民や支援を必要とする人と地域とのつながりをつくる視点をもつ。（ネットワーキング）
- ⑦事業の効率性や評価に対する意識づけ（コスト意識）

○なお部門ごとの事業体制の確立については先述したが、こうした体制はセクショナリズムを生む可能性をもっており、各部門間において相互連携を図ることが重要である。

○そのためには、日常的に部門間の相互連携を図ることが必要であり、各部門が合同してケース検討会や、福祉課題、社会資源を把握するための地域診断などを実施するとともに、社協の総合力が必要な地域福祉活動計画策定などについては、プロジェクト方式などをとり入れ、職員全体が協働で事業を推進することが重要である。

##### (事務局長の指導性)

○特に事務局長の指導性は重要であり、適切な業務管理を行うとともに、リーダーシップを発揮し、上記の社協職員としての基本的な態度について意識づけを図ることが重要である。また、近年は、行政職員の公益法人への派遣が見直される中で、社協職員が経営管理（マネジメント）能力の向上を図ることが求められる。

##### (職員育成・労務管理の充実)

○職員育成を行うために職場研修体制を確立する。また適切な労務管理とともに、人材をより活性化するために、職員の希望や専門性、資質などをふまえながら各部門間での人事異動を図る

など人事管理体制を強化する。

- 特に、在宅福祉サービス部門では、非常勤職員中心の職員構成になっている場合も多く、社協職員としてのモラールの維持などを含む非常勤職員に対する人事管理体制を強化する必要がある。

(行政職員との人事交流・出向の取扱いについて)

- これまで市区町村社協は、事務局体制を強化するために行政職員の派遣を受ける場合が多かつたが、近年は市区町村社協の職員規模も拡大し、行政職員との人事交流を行う場合も増えている。このような人事交流は、社協職員が多様な経験をもつ機会である。また、行政職員が社協事業を理解することにもつながり、積極的に検討することが必要である。

- 行政職員の派遣や人事交流を実施する場合は、双方の業務の水準や職員の資質の向上に資するものとするために、対等の立場から、業務内容や派遣期間、給与負担、派遣や出向される職員について十分協議することが重要である。なお、実施にあたっては、関係法令に基づき契約により行うものとする。

(多様な職員の採用体系をつくる)

- 専任職員の採用にあたっては、公募を原則とし、その実施にあたっては、都道府県社協と共同して実施するなどより幅広く質の高い職員を効果的に得られるよう様々な工夫を行うことが重要である。さらに、終身雇用的な常勤職員だけでなく、たとえば地域福祉活動計画づくりなどの一定のプロジェクトを実施するために、年限を限って専門性の高い職務にあたる職員を採用するなど、多様な採用体系を検討すべきである。

図表2 市区町村社協の職員体制のイメージ

(町村部)

事務局長—専任（1名）

- 法人運営部門（総務部門）（常勤：職員1名）+非常勤  
　　経理・事務
  - 地域福祉活動推進部門（常勤：管理者1名+職員2名）+非常勤  
　　ボランティアセンター、連絡調整、広報、地区社協、団体事務、計画等
  - 福祉サービス利用支援部門（1名+基幹的社協では専門員1名+各事業に必要な人員）  
　　地域福祉権利擁護事業・相談・生活支援事業  
　　—基幹型在宅介護支援センター  
　　—障害者生活支援センター
  - 在宅福祉サービス部門（常勤職員：管理者+○名）
- ※ 事業規模に応じた職員体制

(市部)

事務局長—専任（1名）

- 法人運営部門（総務部門）（常勤職員：管理者：1名+職員1～2名）+非常勤  
　　経理・事務
- 地域福祉活動推進部門（常勤職員：管理者1名+5名程度）+非常勤  
　　企画・調査=地域福祉計画・地域福祉活動計画、調査  
　　福祉のまちづくりセンター機能=地区社協、団体事務  
　　市民活動・ボランティアセンター
- 福祉サービス利用支援部門（管理者1名+職員1名+基幹的社協では専門員1名+各事業に必要な人員）  
　　地域福祉権利擁護事業・相談・生活支援事業  
　　—基幹型在宅介護支援センター  
　　—障害者自立支援センター
- 在宅福祉サービス部門（常勤職員：管理者+○名）

## 4. 組織（法人）管理体制の確立

○市区町村社会福祉協議会は、社会的な責任をもつ社会福祉法人として、①法令遵守、②適切な財務管理、③福祉サービス利用者に対する権利保護の仕組み、④財務諸表や事業内容の情報公開、⑤個人情報の保護、⑥リスクマネジメントなどの組織管理体制を確立する。

### <解説>

○市区町村社協が社会的に責任をもった法人として適切に組織運営を行うためには、少なくとも以下のことに留意すべきである。

#### ① 法令遵守

地域住民や社会から信頼される社協作りに向け、規程や行動基準、マニュアルの作成、システムづくりといった法令遵守の体制づくりに取り組む必要がある。ただ、法令遵守を徹底させるために、それが実践されてはじめて意義のあるものとなるのであり、社協職員一人ひとりの倫理観とそれを社協活動に反映させる行動力が重要となる。

#### ② 財務運営管理

社会福祉法人会計基準や社協経理規程に則り、内部牽制をルール化し、適切に経理処理や財務諸表の作成を行う。また、各種地域の団体の経理事務を受託する場合も、出納業務に関しては、社協の経理規程に基づく内部牽制などのルールに則るものとする。

#### ③ 福祉サービス利用者に対する権利保護の仕組み

第三者委員や苦情受付窓口などを整備し、サービス利用者の権利保護を十分に行うとともに、利用者アンケートやモニター制度を実施し、住民の立場からのサービスの評価を受けたり、第三者評価等を積極的に活用し、外部からの評価も受け、その結果を公表することが必要である。

#### ④ 財務諸表や事業内容の情報公開

財務諸表については、地域住民に対して閲覧ができるよう対応するとともに、その概要について広報誌等に掲載する。また、ホームページの設置や委員会の傍聴など、事業内容について公開が可能となるよう諸規程等の整備を図る。

#### ⑤ 個人情報の保護

市区町村社協がもつ地域住民や福祉サービス利用者の幅広い個人情報について、法令等に基づき規程を設け保護すること。特に、職員に対して守秘義務を徹底するとともに、個人情報は、業務に必要な最小限度の収集に留める。

#### ⑥ リスクマネジメント

業務マニュアルの作成などを通じて、業務内容を明らかにするととともに、リスクについて対応マニュアル等（事故対応マニュアル等）を作成することが必要である。

## IV 広域圏での地域福祉の推進（市町村合併・広域事業等）

- 市区町村社会福祉協議会は、市町村合併をはじめとする地方分権や地域の再編の状況を十分に把握し、近隣の市区町村社協と相互協力して、広域での地域福祉の推進のあり方を検討し、具体的な事業や取り組みを行う。
- 特に、市町村合併にあたっては、当該社会福祉協議会は相互に連携し、新しい地域福祉圏域での福祉サービスの水準や住民参加による福祉活動の取り組みのあり方を、住民や福祉サービス利用者の立場に立って検討し、法人合併を含む組織体制の再編を行う。
- さらに、必要に応じて複数の市町村を区域とした事業を実施するために、広域圏社会福祉協議会の設置や広域事業を実施することを検討する。

**<解説>**

**(広域的な地域福祉の推進)**

- 地方分権に伴い市町村合併の論議が全国的に進んでいる。昭和30年前後の「昭和の大合併」以来の大規模な自治体の再編成とも言われる。市区町村社協は、市区町村にひとつ設置されるものとして社会福祉法に規定されているところから、市町村合併に伴い法人を合併する必要があり、社協の組織・事業にとっても大きな影響を受けることが予想される。
- また、過疎地域や山間部等においても、道路網の充実による交通手段の発達やインターネットの普及などによる情報手段の発達により、地域住民の生活圏や経済圏は、大きく広がる一方で、こうした生活圏をひろげる手段にアクセスしにくい高齢者や障害者の地域での生活が困難になっている状況もある。
- こうした中で市区町村社協が地域の再編の状況や地域住民の生活課題を踏まえ、広域の視点から地域福祉のあり方を検討し、具体的な事業を展開することも重要な役割である。

**(市町村合併と市区町村社協)**

- 市町村合併が行われる場合、市区町村社協も法人合併等の組織の再編を行う必要がある。これは、市区町村は、地域福祉を推進するうえでの有効な圏域（地域福祉圏）であり、社協の基礎単位としてとらえることを社協組織の基本的な考え方としているからである。したがって、市町村合併にあたっては、従来の事業や活動の継続性を考慮に入れながらも、新しい地域福祉圏域での地域福祉の推進をどのように図っていくかを関係者が十分検討し、その共通認識をつくることが最大の課題である。
- したがって、当該社協間での十分な連携は言うまでもないが、特に事業内容や財務状況などについては、早い段階から相互に情報を共有しておく必要がある。当然行政が市町村合併の取り組みをリードしていくことになるが、その状況を踏まえつつも社協のネットワークで新しい地域福祉のあり方を構想する視点で、地域住民の意見などをも十分に配慮しながら、取り組むことが重要である。
- そのためには、合併前の段階から地域福祉活動計画を協働で策定することや、相互の地域福祉活動計画をすり合わせる作業を行い、社協職員や住民自身の交流を図る取り組みを積極的に行

う必要がある。

- 具体的には、当該市区町村社協の役職員等による社協としての合併協議会を必ず設置して十分な検討を図り、その結果を協定書等で取り交わし、合併にむけた事務手続きをすすめる。
- また、合併によって住民参加の福祉活動が空洞化しないように、拠点を一本化せずに支所を設置するなど、社協活動が住民に身近なものであり続けるための対応を検討しておく必要がある。
- さらに、市町村合併の方向性がおおよそ決まっているのであれば、合併を見越して広域圏社協の設置などもふくめた広域事業の展開を実践していくことも考えられる。
- また、合併後の継続的な社協事業を展開するために、それまで補助金や委託事業などについて十分に協議することが重要である。
- そのほか、社協の合併に際しては、以下のような点を検討課題としておくことが重要である。

#### <合併への検討課題>

- ①互いの地域福祉活動計画の内容をすり合わせるなど、合併地域の社会資源や住民参加の活動、生活圏域等を踏まえ、支所の設置など新しい圏域における地域福祉推進を構想化する。
- ②各社協の会員構成や住民組織の状況の把握と合併後の組織構成のあり方の検討
- ③各社協の事業内容、財源状況の把握と合併後の事業体制の検討
- ④各社協の職員待遇等の把握と合併後の待遇や職員配置の検討

#### (広域事業の検討)

- 社会福祉法では、複数の市区町村を区域とした市区町村社協（広域圏社協）の設置や区域外での事業実施が規定された。このことにより、市区町村社協は、広域での様々な事業を実施することが可能となっている。
- 特に、過疎地域や山間部、離島などの福祉サービス等の社会資源が十分でない地域や、各種社会参加の活動が広域でないと成り立たない地域などでは、地域福祉の推進にあたって広域の視点を持たざるを得ない。
- 社協の強みは、社協相互のネットワークがあることであり、在宅福祉サービスやボランティア市民活動センターなど、単独の市町村では経営が困難である事業や十分な人員配置ができない事業についての共同事業や広域事業の実施、地域福祉活動計画の策定を協働で行い、住民相互の交流を図るなど、広域的な福祉活動や事業をそれぞれの地域福祉活動計画の中に位置づけることも考えられる。

## 市区町村社協経営指針・検討の経過

平成 13 年 10月 23 日	平成 13 年度 第 1 回企画小委員会	市区町村社協指針の構成及び検討課題について検討
平成 13 年 12月 18 日	平成 13 年度 第 2 回企画小委員会	市区町村社協の位置づけ・構成について検討
平成 14 年 2月 7 日	平成 13 年度 第 3 回企画小委員会	市区町村社協の組織体制（役員、評議員、部会・委員会等）について検討
3月 19 日	平成 13 年度 第 4 回企画小委員会	市区町村社協の組織運営（財務、事務所、職員体制等）について検討
4月 25 日	平成 14 年度 第 1 回企画小委員会	市区町村社協経営指針（組織・運営編）のとりまとめ
4月 25 日	平成 14 年度 第 1 回常任委員会	市区町村社協経営指針（組織・運営編）について報告・意見交換
5月 17 日	平成 14 年度 第 1 回総会	市区町村社協経営指針（組織・運営編）について報告・意見交換
10月 8 日	平成 14 年度 第 2 回企画小委員会	市区町村社協の事業理念、事業内容について検討
10月 21 日	平成 14 度社協活動全国会議・経営セミナー	市区町村社協経営指針（組織・運営編）について資料提供・報告
11月 26 日	平成 14 年度 第 3 回企画小委員会	市区町村社協の事業理念、事業内容について検討、市区町村社協経営指針の取りまとめ
12月 4 日	都道府県・指定都市社協業務担当部・課長会議	市区町村社協経営指針（案）について検討
12月 16 日	平成 14 年度 第 4 回常任委員会	市区町村社協経営指針（案）について報告・意見交換
平成 15 年 1月 30 日	市区町村社協経営指針（案）について、地域福祉推進委員会委員及び都道府県・指定都市社協地域福祉担当部・課長に対して意見提出を依頼	
2月 27 日	平成 14 年度 第 3 回企画小委員会	市区町村社協経営指針（案）に対する意見内容を踏まえた最終的などりまとめ
2月 28 日	平成 14 年度 第 5 回常任委員会	市区町村社協経営指針について報告・総会に報告することを了承
3月 6 日	平成 14 年度 第 2 回総会	市区町村社協経営指針について報告

### 改訂作業

平成 16 年 7月 27 日	平成 16 年度 第 1 回企画小委員会	市区町村社協指針の改訂について検討
10月 16 日	平成 16 年度 第 3 回常任委員会	市区町村社協指針の改訂について検討
11月 11 日	平成 16 年度 第 2 回企画小委員会	市区町村社協指針の改訂について検討
平成 17 年 1月 19 日	平成 16 年度 第 3 回企画小委員会	市区町村社協指針の改訂について検討
2月 23 日	平成 16 年度 第 4 回常任委員会	市区町村社協指針の改訂について報告、総会に報告することを了承
3月 3 日	平成 16 年度 第 2 回総会	改訂版市区町村社協経営指針について報告

地域福祉推進委員会・企画小委員会 名簿(平成16年度)

(敬称略・五十音順)

	氏名	所属
担当副委員長	杉原潔	広島県・福山市社協 会長
委員	伊藤満	岐阜県・岐阜市社協 常務理事
委員	影石公昭	徳島県・海南町社協 事務局長
委員	高橋勝彦	岩手県社協 事務局次長
委員	松田昭裕	山形県社協 事務局長
委員	佐藤貞良	大阪府社協 事務局長
委員	澤村有利生	山口県社協 地域福祉部長
委員	尾崎琇三	横浜市社協 常務理事

## **市区町村社協経営指針**

発 行 2005年5月15日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

電話 03-3581-4655 FAX 03-3581-7858